

## 【関係法令】

### 1 地方自治法

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 略

### 2 地方公営企業法

(地方自治法の適用除外)

第四十条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

2 略

## 【記載箇所】

監査結果において、地方自治法第 237 条第 2 項に関して記載している箇所は、次のとおりです。

ページ数	段落	記載内容
15 頁	第 3、1、 (1)、ア	「1 本件請求に係る事実関係」における、「(1) 関係法令等」のうち、「ア 地方自治法の規定」での引用
51 頁	第 3、6、 (1)	「6 判断」における、「(1) 判断中監査委員の見解が一致した部分」での引用
56 頁	第 3、6、 (3)、ア	「6 判断」における、「(3) 本件請求には理由があるので措置を勧告すべきとする見解」のうち、「ア 貸付賃料の決定について」での引用
57 頁	第 3、6、 (3)、イ	「6 判断」における、「(3) 本件請求には理由があるので措置を勧告すべきとする見解」のうち、「イ 大阪市会における議決について」での引用
61 頁	参考(法令等 [抜粋])	通知文の末尾に、参考資料として法令等(抜粋)を掲載